

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題(目的に対する現状など)	30年度決 算額[千 円]	元年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②令和2年度に取組む改革・改善内容	2年度予算 額[千円]
1	一般	8	4	1	314鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	景観形成事務に要する経費	都市計画課			<p>①鎌ヶ谷市景観条例に基づき、重点地区の届出制度及び景観審議会、景観アドバイザーなどの専門家意見の活用、市民と事業者等の理解と協力によって、望ましい景観の確保と誘導を図るもの。</p> <p>②良好な都市景観の形成を図るため、市民と事業者等の理解や協力が得られるよう、地区の特性に合わせた景観形成内容の周知について取組む必要がある。</p>	41	34	6精査・検証	<p>①景観行政を進めていく上で第三者的な立場の専門家意見を活用するため景観審議会及び景観アドバイザーは必要不可欠であるため。</p> <p>②景観審議会に付し改正した景観届出様式や景観形成内容について、市民や事業者等のより一層の理解促進を図るため、景観の日やイベント等を活用した周知の取り組みを検討する。</p>	71